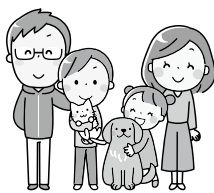


ペットの災害対策はできていますか

災害が起こったときのために、日頃からペットの防災対策準備を行いましょう。ペットを守るのには飼い主だけです。



1 平常時の備え

(1)日頃からの備蓄

ペットフードなどの救援物資は、発災後、しばらく経過しないと届きません。事前に準備しましょう。

(2)身元表示

災害時にペットと離れてしまった時のために、迷子札や犬鑑札を付けたり、マイクロチップを入れておきましょう。

(3)健康管理

狂犬病予防接種だけでなく、各種ワクチンの接種やノミなどの外部寄生虫および回虫などの内部寄生虫の駆除を普段からしておきましょう。去勢不妊手術も行っておくと、避難所でのストレス軽減、無駄吠え、感染症予防にもなります。なお、犬については、狂犬病予防注射をしていないと避難所での受け入れが難しくなります。

(4)しつけ

普段から、「だめ、待て、おいで」などのしつけを行いましょう。また、ケージやキャリーバッグに慣らしておくこと、人や動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、決められた場所で排泄できるようにトレーニングを行っておきましょう。

(5)一時預け先の確保

避難所生活はペットに大きなストレスを与えます。また、人に危害を加える恐れのある大型動物や危険動物は避難所での受け入れが難しいです。親戚や友人など事前に預け先を決めておきましょう。

2 災害発生時

(1)初動対応

災害が発生した時は、まず自分の身の安全を守ったうえで、普段通りの言葉をかけるなど、ペットを落ち着かせるとともに、脱走や割れたガラスで怪我をさせないように気をつけましょう。ペットは災害時パニックを起こし、物の隙間に入ったり、外へ出ようとしますので、ペットにリードを着けるか、ケージに入れるようにしましょう。

(2)同行避難

避難する際には、飼い主はペットと一緒に避難する同行避難が原則です。事前に準備している非常持ち出し品を持ち、飼い主とペットと一緒に避難所へ向かいます。

(3)避難所での生活

避難所でのペットの世話は飼い主の自主管理となります。また避難所では、自主管理組織を作りペット飼育のルール作りや共有スペースの清掃などを協力して行います。なお、ペットと飼い主の生活スペースは別になります。

3 最低限必要な持ち出し品リスト

災害時は人優先となり、ペット用の救援物資はすぐには届かないことが予想されます。特にペットフードと飲料水は5日以上用意しておきましょう。

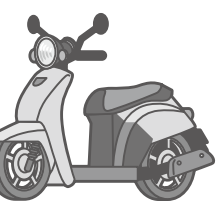
非常持ち出し品	チェック
1. ペットフード（日持ちするドライフード、水分補給もできるウエットフードなど）	
2. 飲料水	
3. 食器（水の使用ができない場合を考え、使い捨てのものが良い）	
4. ケージ、キャリーバッグ、リード（伸びないもの）	
5. ガムテープ（ケージの補修などに使えます）	
6. 常用薬、持病薬	
7. 愛犬手帳（犬の場合）	
8. トイレ用品（ペットシート、新聞紙、ポリ袋、タオルなど）	
9. ペットと飼い主と一緒に写っている写真（身元判明に役立ちます）	
10. 洗濯ネット（猫用 キャリーバッグから飛び出したりするのを防ぎ、猫を落ち着かせる効果があります）	



照会先 環境課 ☎85-9565

原動機付自転車などの名義変更等の案内
原動機付自転車や軽自動車などの廃車、名義変更は届出を！

届出先 軽自動車検査協会 湖南支所
☎050-1381613119
◎他市区町村ナンバープレートの原動機付自転車を町内で所有している方へ



原動機付自転車のナンバープレートは、その保管場所のある市区町村で交付を受けるように定められていますので、「箱根町」への変更手続きをしてください。
照会先 税務課 ☎8517750

◎他市区町村ナンバープレートの原動機付自転車を町内で所有している方へ

②箱根出張所
5日(火)・6日(水)

③宮城野公民館
12日(火)・13日(水)

④仙石原文化センター
7日(木)・8日(金)

受付時間 ①は9時～17時（10日は9時～16時）、②・③・④は9時～16時（6日・13日は9時～12時）

住民税に関する事項の記入
確定申告書の第二表には、「寄付金税額控除」や「配当割戻控除額」、「16歳未満の扶養親族」や、平成30年分の申告から新たに設けられた「同一生計配偶者」欄などがあります。該当する場合は記入してください。記入がない場合は、町県民税に適用されません。

その他 町内の会場の他、所得税は小田原税務署でも申告できます。また、確定申告書は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

照会先 税務課 ☎8517750

**青色申告を
始めましょう！**

対象 農業者（個人・法人）
本年1月から「農業経営収入保険制度」が始まりました。青色申告を行う農業者は同保険に加入できます。
農業経営収入保険制度について
収入保険は、全ての農産物を対象に自然災害や価格低下などによる収入減少が生じた場合に補償する保険です。
青色申告申込期日 3月15日（金）まで
青色申告を始める方は期日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

照会先
・収入保険に関する問い合わせ
神奈川県農業共済組合
☎046319413211
ホームページ
<http://www.nosai-kanagawa.jp/net.html>
・青色申告に関する問い合わせ
最寄りの税務署まで
<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/location/kanagawa.htm>

**3月24日・4月6日臨時窓口開庁
住民異動などの手続きが
できます！**

日時 3月24日(日)・4月6日(土) 8時30分～17時15分
※マイナンバーカードの交付は9時～16時
場所 役場本庁舎2階総務防災課町民係
取扱事務
◎転入・転出などの住民異動届、証明書等の発行
◎マイナンバーカードの交付
◎印鑑登録、証明書の発行
◎戸籍証明書の発行
照会先 総務防災課（町民係）
☎8517160

